

「令和5年度障害者就労における連携構築支援業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和5年度障害者就労における連携構築支援業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

宮城労働局の「令和4年宮城県における障害者雇用状況の集計結果（令和4年6月1日現在）」によれば、本県の民間企業における障害者実雇用率は2.21%（全国38位）であり、法定雇用率（2.3%）に達していない。また、法定雇用率達成企業の割合は50.2%（全国39位）となっており、いずれも年々上昇傾向にはあるが、依然として下位であることから、更なる障害者雇用の促進を図る必要がある。

さらに、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、就労移行支援事業所（以下「事業所」という。）と企業の関係が希薄化しており、見学や実習等の機会が減少している。また、それに伴い、事業所の支援員及び求職する障害者のスキルアップの機会不足や雇用のミスマッチ、早期離職等の新たな問題が連鎖的に発生していることから、解決に向けた取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、事業所の自力向上と自立を念頭に置きながら、事業所と企業の連携関係の構築を主軸とした支援を実施することで、コロナ禍においても事業所と企業が「より多く、より深く、より長く連携」するきっかけをつくり、長期就労による安定的な法定雇用率の達成と更なる障害者雇用の促進を実現する。

2 業務内容

(1) 委託業務の内容

「令和5年度障害者就労における連携構築支援業務」企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 企画提案事項

- イ 県内事業所等及び企業における障害者の一般就労に関する現状把握・課題分析
- ロ 事業所利用者に対する企業説明会・見学会の開催支援（内容、開催企業の募集方法、開催企業数、開催回数等）
- ハ 事業所利用者に対する実習・職場体験会の開催支援（内容、開催企業の募集方法、開催企業数、開催回数等）
- ニ 企業に対する事業所説明会・見学会の開催支援（内容、開催事業所及び参加企業の募集方法、開催事業所数、開催回数等）
- ホ 職場定着に関する勉強会・意見交換会等の開催支援（内容、参加者の募集方法、開催回数等）
- ヘ 事業所のデジタルパンフレットの作成支援（実施方針、参加事業所の募集方法等）
- ト 障害者の一般就労の促進・職場定着等に向けたその他の取組
- チ 本事業を通じた就職件数（目標件数及びその把握方法）

- リ 事業全体に係るスケジュール
- ヌ 事業全体に係る実施体制・運営体制（関係機関との連携体制を含む）

3 事業費

この案件に係る事業費は、23,997,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、この金額は契約金額の限度額（委託上限額）を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

4 企画提案実施に係るスケジュール

内容	期日
企画提案募集開始	令和5年2月9日（木）
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和5年2月15日（水）午後5時
企画提案書作成等に関する質問回答	令和5年2月17日（金）
企画提案書等の提出期限	令和5年2月28日（火）午後5時
一次審査選考（企画提案者が3者を超えた場合）	令和5年3月3日（金）
一次審査選考結果通知（企画提案者が3者を超えた場合）	令和5年3月6日（月）【予定】
企画提案書のプレゼンテーションの実施	令和5年3月17日（金）【予定】
選考結果の通知及び公表	令和5年3月下旬【予定】
業務委託契約の締結	令和5年4月上旬【予定】

5 企画提案事業に応募できる事業者

(1) 資格

宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

(2) 条件

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ロ この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- ハ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- ホ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定によるもの）に該当しない者であること。
- へ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- ト 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。

- チ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- リ 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

6 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第 1 号）を提出すること。（口頭及び電話等による照会については応じない。）

(1) 提出先等

- イ 受付期間 令和 5 年 2 月 9 日（木）から令和 5 年 2 月 15 日（水）午後 5 時まで
- ロ 提出先 宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班
- ハ 提出方法 指定様式（様式第 1 号）を用いて、E-mail により送信すること。
E-mail アドレス：syoufukuch@pref.miyagi.lg.jp
- ニ 回答方法 質問に対する回答は、集約したものを本県公式ウェブサイトの障害福祉課ホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。
ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 2 月 28 日（火）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、封筒に「企画提案参加表明書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
- (3) 提出先 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 7 階
宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班
- (4) 提出書類
 - イ 企画提案届出書（様式第 2 号） 1 部
 - ロ 企画提案書 8 部
規格：A4 判、片面印刷で 25 ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない）。
表紙を付け、ページに通し番号を付すること。
表紙には、提案者の事業者の名称を記載すること。
 - ハ 企画提案応募条件に係る誓約書（様式第 3 号） 1 部
 - ニ 事業経費参考内訳書（様式第 4 号） 1 部
 - ホ 類似業務の実績（任意様式） 1 部 ※該当があれば回答
- (5) 提出後の変更
提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。
また、提出された書類は、一切返却しない。
- (6) 無効の取扱い
次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
- ロ 本実施要領等に従っていない場合。
- ハ 後述の 8 に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。
- ニ 同一の団体等が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合。
- ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した団体等が提出した場合。
- ヘ 次に該当する場合。
 - 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案。

(7) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 5 号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求める場合がある。
- ホ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- ヘ 企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

8 契約の相手方となる候補者の決定

(1) 選定方法

「令和 5 年度障害者就労における連携構築支援業務」公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案者から提出された企画提案書の書面審査（第一次審査）を実施することとし、後述の審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価を行い、各委員が付けた評価点の総計が最も高い上位 3 者を選定する。ただし、企画提案者が 3 者以内の場合は、書面審査（第一次審査）を省略し、書面審査（一次審査）通過者として選定する。

書面審査（第一次審査）を通過した企画提案者の企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価を行い、各委員が付けた評価点の総計が最も高い企画提案者を契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として選定する。ただし、評価の結果、各委員が採点した評価点の総計が同点の企画提案者が複数いる場合は、選定委員会で協議し、契約予定者を選定する。

上記にかかわらず、各委員が採点した得点の総計が 6 割に満たない企画提案者については、候補者として選定しないものとする。

書面審査（第一次審査）を通過した企画提案者が 1 者のみである場合は、企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査項目に基づき評価し、候補者として適切かどうか審査し、可否を判断する。

なお、選定内容に関する質問には応じられない。

(2) 審査項目及び配点

選定委員会における審査は、次の審査項目、評価基準及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

審査項目	評価基準	配点
1 県内就労移行支援事業所等及び企業における障害者の一般就労に関する現状把握・課題分析	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業所等及び企業における障害者の一般就労の現状を的確に把握しているか。 ・県内事業所等及び企業における障害者の一般就労の課題を的確に分析しているか。 	10 点
2 就労移行支援事業所等と企業の「相互説明会・見学会」及び「実習・職場体験会」の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は事業所等と企業の連携構築、障害者の一般就労の促進等に有効であるか。 ・見学・実習先等として事業所等へ案内する企業数や開催回数等の目標設定は適切であるか。 ・提案内容は実現性があるか。 	20 点
3 職場定着に関する勉強会・意見交換会等の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は障害者の職場定着や企業の障害者理解の促進等に有効であるか。 ・参加者の募集方法や開催回数等の目標設定は適切であるか。 ・提案内容は実現性があるか。 	20 点
4 就労移行支援事業所のデジタルパンフレットの作成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は事業所と企業の連携構築、事業所の新規利用者獲得等に有効であるか。 ・提案内容は実現性があるか。 	15 点
5 障害者の一般就労の促進・職場定着等に向けたその他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は障害者の一般就労の促進・職場定着等に有効であるか。 ・提案内容は実現性があるか。 	15 点
6 本事業を通じた就職件数	<ul style="list-style-type: none"> ・目標就職件数の設定及びその把握方法は提案内容を実施するに当たり実現性があるか。 	5 点
7 事業全体に係るスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体のスケジュールは提案内容を実施するに当たり実現性があるか。 	5 点
8 事業全体に係る実施体制・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか。 ・関係機関との連携体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか。 	10 点

(3) 一次審査（書面審査）

イ 実施日

令和 5 年 3 月 3 日（金）に、企画提案者が 3 者を超えた場合のみ実施する。

ロ 審査方法

8 (1) 及び (2) のとおり。

ハ 結果通知

令和 5 年 3 月 6 日 (月) 【予定】に、全ての企画提案者に審査結果を通知する。

なお、審査を実施しなかった場合は、全ての企画提案者にプレゼンテーション審査の日程等を通知する。

(4) プレゼンテーション審査

イ 実施日

令和 5 年 3 月 17 日 (金) 【予定】※実施時間は別途通知。

ロ 会場

宮城県行政庁舎会議室等 (宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号) ※詳細は別途通知。

ハ 実施方法

(イ) 出席者は 1 提案者につき 3 名以内とする。

(ロ) プレゼンテーション審査の時間は、提案者 1 者あたり 25 分程度 (プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度) とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、パソコン及びプロジェクター等の使用並びに当日の追加資料の配付は原則として認めない。

ニ 審査方法

8 (1) 及び (2) のとおり。

ホ 結果通知

後日、全ての企画提案者に対し書面で通知するとともに、宮城県保健福祉部障害福祉課ホームページにて公表する。

9 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された候補者と、宮城県財務規則 (昭和 39 年宮城県規則第 7 号。以下「財務規則」という。) に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。なお、委託する仕様書の詳細は、企画提案された内容を踏まえ、宮城県と候補者との協議の上決定することとする。

また、選定委員会で選定された候補者が委託契約を辞退した場合にあっては、選定委員会において次点の評価を受けた企画提案者を候補者とする。

候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第 114 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

なお、本業務は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始 (歳出予算成立) 前に企画提案の手続を進めているものである。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行うことがある。